

池田市立 3 R 推進センター指定管理者募集要項

1. 目的

池田市立 3 R 推進センター（愛称「エコミュージアム」以下「センター」という。）は、池田市環境行政に係るパートナーシップ活動の拠点として、環境に関する各種情報を発信するとともに、3 R の普及促進のための啓発及び活動を推進することにより、池田市環境基本計画、池田市一般廃棄物処理基本計画等の目標達成と、地球温暖化防止その他の環境にやさしい社会の創出に寄与することを目的とする。

この設置目的に即して本施設を効果的かつ効率的に管理運営する指定管理者を公募するため、その募集について定めるものとする。

2. 指定管理者の指定

指定管理者の選定委員会において、提出書類及び応募者によるプレゼンテーションを受けて選定し、市議会の議決を経て指定管理者を指定する。

3. 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4. 公の施設の概要

- | | |
|---------|--|
| ① 名 称 | 池田市立 3 R 推進センター（愛称 エコミュージアム） |
| ② 所 在 地 | 池田市菅原町 1 番 1 号 池田中央公民館 1 階 |
| ③ 建物の概要 | 用 途 事務所
施設内容 事務所 79.35㎡、西側倉庫 20.03㎡、東側倉庫 2.69㎡、駐車スペース（池田中央公民館駐車場出入口側から数えて 3 番目及び 4 番目の区画） |
| ④ 平 面 図 | 別紙 1 |

5. 管理運営の条件

池田市立 3 R 推進センターの管理運営に係る協定書（案）（別紙 2）及び池

田市立 3 R 推進センター管理運営協定仕様書（案）（別紙 3）を参照すること。

6. 指定管理料について

（1）指定管理料の決定

指定管理業務に必要な経費（以下「指定管理料」という。）は、事業計画書において提示のあった金額に基づき、予算を執行する一定期間（4 月 1 日から 3 月 31 日まで。以下「年度」という。）毎に予算額の範囲内で指定管理者と協議の上、協定書に定める。

（2）指定管理料の変更

- ① 指定管理業務が当初の計画どおりに実施されない場合には、指定管理料を減額することがある。
- ② 年度途中に、施設の増設、更新がなされる等、当初の指定管理業務内容に変更が生じる場合については、指定管理者と協議の上、指定管理料を設定することとする。

7. 応募資格

- （1）池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第 4 条に定める指定管理者の資格に抵触しないこと。

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（抜粋）

（指定管理者の資格）

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。

- （1）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 2 条第 4 項に規定する破産者
- （2）第 13 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 3 年を経過しない団体
- （3）役員又はこれに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 指定管理者が第 13 条の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの日前 30 日以内に役員等であった者でその取消しの日から 3 年を経過しないもの
 - ウ 心身の故障により管理の業務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しない者

- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 誓約書（池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び池田市暴力団の排除に関する条例の規定に基づく様式）が提出されていること。
- (4) センターの設置目的に基づき、その管理運営を公平、安定かつ継続して、効果的かつ効率的に実施できる法人その他団体であること。

8. 申請の手続き

(1) 募集要項の配布及び申請書の提出

① 募集要項及び申請書について

令和5年8月31日（木）から令和5年10月2日（月）の期日において配布、また池田市のホームページにも掲載する。

※配布は池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第26号）第1条に規定する市の休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

② 申請書の提出期間

令和5年8月31日（木）から令和5年10月2日（月）まで

※池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第26号）第1条に規定する市の休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

③ 募集要項の配布場所及び申請書の提出場所

池田市城南1丁目1番1号

池田市役所 まちづくり環境部 環境政策課（市庁舎6階）

④ 申請方法

持参または郵送

※申請書の提出期間内必着

※郵送の場合、簡易書留で郵送のこと。

(2) 提出書類（提出部数：正本 1部 副本 10部）

指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、申請書及び次に掲げる書類を添えて、申請書の提出期間内に提出すること。

① 池田市立3R推進センター指定管理者指定申請書（別紙4）

② 指定管理業務に関する事業計画書（別紙5参照）

③ 令和6年度のセンターの管理運営に関する収支予算書

- ④ 定款、寄附行為または規約（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ⑤ 法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- ⑥ 役員（法人以外の団体にあつては、これに該当する者）の名簿
- ⑦ 法人等の令和４年度における次の書類
 - ・ 事業報告書
 - ・ 損益計算書または決算書
 - ・ 貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）

※ただし、令和５年度中に設立された法人等であつて、前記に掲げる申請書の提出期間の末日において事業報告書等の作成に至っていないものは、法人等の令和５年度における事業計画書及び収支予算書を提出すること。

- ⑧ 令和４年度における財産目録（令和５年度に設立された法人等は、設立時の財産目録）
- ⑨ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（当該事項を記載した法人等の概要書等）
- ⑩ 誓約書（別紙６）
- ⑪ 過去３年分の国税及び地方税の完納証明書（非課税の場合にあつては、これらに代わる書類・別紙７参照）

９．質問事項の受付及び回答方法について

（１）質問受付期間

令和５年９月４日（月）から令和５年９月１４日（木）まで

※池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第２６号）第１条に規定する市の休日を除く、午前８時４５分から午後５時１５分まで

（２）質問回答期日

令和５年９月２１日（木）

（３）質問の受付方法について

募集要項の内容等に関する質問がある場合は、必ず「池田市立３Ｒ推進センター指定管理者申請に係る質問票」（別紙８）に記入のうえ、１５に記載の事務局へ持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで提出すること。（質問受付期間内必着）

（４）回答方法

回答は、FAX または電子メールにより質問者へ直接回答する。
また質問とそれに対する回答はその全てを池田市ホームページで公開する。
※質問がある場合は、ホームページに同様の質問・回答がないかを確認したうえで、質問票を送付すること。

10. スケジュール ※状況等により一部変更の可能性あり。

申請書等配布期間	令和5年8月31日（木）～令和5年10月2日（月）
公募（申請受付）期間	令和5年8月31日（木）～令和5年10月2日（月）
質問受付期間	令和5年9月4日（月）～令和5年9月14日（木）
質問回答期日	令和5年9月21日（木）
選定委員会による審査期間	令和5年10月
選定結果の公表及び通知	令和5年11月
池田市議会における議決	令和5年12月
指定管理者の指定	令和6年1月
指定管理期間開始	令和6年4月1日（月）

11. 選定方法及び選定委員会

選定委員会を設置し、審査選定するものとする。

評価項目、採点方法は「池田市立3R推進センター指定管理者候補者選定評価項目」（別紙9）、「池田市立3R推進センター指定管理者候補者選定 採点方法」（別紙10）を参照すること。

選定委員会において、書類審査のほか、提案があった事業計画等について、応募団体によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

※ 選定委員会の日程等詳細は後日応募団体へ連絡するものとする。

12. 協定の締結

（1）池田市と指定管理者は、池田市立3R推進センターの管理運営に係る協定を令和6年4月1日付けで書面により締結するものとする。

（2）協定の主な内容

池田市立3R推進センターの管理運営に係る協定書（案）（別紙2）を参照のこと。

13. 指定管理者の履行責任

(1) リスク管理

指定管理者と池田市の事業リスク及び当該リスクに伴う費用負担は、原則としてリスク分担表のとおりとする。

ただし、この表で定める事項で疑義が生じた場合または表に定めのないリスクが生じた場合は、協議の上、リスク負担者を決定するものとする。

【リスク分担表】「○印」がリスク負担者

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	物価の変動に伴う経費増		○
	著しい物価変動により管理運営業務の継続が困難となる場合における経費増	協議	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断		○
	金利の上昇等による資金調達費用の増加		○
法令等変更	施設の管理運営に係る法令等の制定または改廃	協議	
税制変更	消費税（地方消費税含む。）率の変更	○	
	上記以外		○
許認可等	市が取得すべき許認可が取得または更新されないもの	○	
	指定管理者が取得すべき許認可が取得または更新されないもの		○
事業の内容の変更	市による事業の内容の変更	○	
	指定管理者による事業の内容の変更		○
市議会議決	議決が得られないことによる延期		○
需要変動	需要の増大による管理経費の増大		○
事業の中断または中止	市に帰責事由の全部がある事業の中断・中止	○	
	指定管理者に帰責事由の全部がある事業の中断・中止		○
	上記以外	協議	
施設等の損傷または修繕	相手方を特定できない第三者の行為から生じた事故・火災等で、管理瑕疵を原因とするものまたは修繕に係る費用が一件当たり3万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のもの		○

	相手方を特定できない第三者の行為から生じた事故・火災等で上記以外のもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備及び備品		○
	上記以外の経年劣化によるもので修繕に係る費用が一件当たり 3 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のもの		○
	上記以外の経年劣化によるもので修繕に係る費用が一件当たり 3 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のもの	○	
損害賠償	市に帰責事由の全部があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由の全部があるもの		○
	上記以外	協議	
募集要項	募集要項の瑕疵による損失	○	
不可抗力※ 1	不可抗力による施設・設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
	不可抗力による事故時の適切な処理		○
	災害、その他新たに発生した感染症等、不測の事態による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議	

※ 1 「不可抗力」とは、風水害、地震、地滑り、落盤、落雷、天災、戦乱、内乱、テロ、ストライキその他の特異事象とする。

（２）損害賠償

指定管理者は、故意または過失により管理する当該施設または設備を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を、池田市に賠償しなければならない。ただし池田市が特別の事情があると認めたときは、池田市は、その全部または一部を免除することができるものとする。

（３）第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が池田市の責めに帰すべき事由または池田市、指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではない。

（４）個人情報の取扱

指定管理者は、センターの管理運営に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守すること。

(5) 情報公開への対応

指定管理者は池田市情報公開条例の趣旨に則り、指定管理者が保有する情報（センターの業務に係るものに限る）の公開について、池田市に協力するとともに、自らも施設の利用状況や業務に係る経理状況等の積極的な情報の公開に努めること。

(6) 労働関係法令の遵守

指定管理者は、労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令を遵守し、また、雇用・労働条件への適切な配慮を行い、労働災害の防止に努めること。

(7) 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

指定管理者は、法令等に基づき消防訓練を実施するなど、利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じること。また、地震などの災害や事件などの危機事象発生時において、池田市をはじめ、警察・消防等と連携をとり、適切に対応できるよう、危機管理マニュアルを整備するなど、危機管理体制を確立すること。

(8) 平等利用の確保

センターは地方自治法第244条に定める公の施設であり、その管理運営にあたっては住民の平等利用の確保が求められる。指定管理者は、不当な差別をしてはならず、公共性、公平性、公正性を常に意識して業務を遂行すること。

(9) 保険への加入

指定管理者は、管理運営業務の実施にあたり、(2)、(3)の賠償責任を果たすため、池田市が加入する「全国市長会 市民総合賠償補償保険」の対象外であるものに関しては、適切な範囲で保険等に加入するものとする。

(10) 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了や指定の取消し等の際し、池田市または池田市が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。なお、業務の引継ぎに係る費用は指定管理者の負担とする。

(11) 費用負担

申請にかかる経費は申請者の負担とする。

(12) 感染症等への対応

指定管理者は、施設利用者や職員の感染予防対策、利用者への安全対策など必要に応じた対策を講じなければならない。

14. その他

(1) 虚偽の記載を行った場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(2) 指定の取り消し

① 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても、指定管理者の指定を取り消す場合がある。

② 協定の締結までに、指定管理者の事業の履行が確実でないと認められるときまたは著しく社会的信用を損なうなどにより指定管理者として相応しくないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消す場合がある。

(3) 申請の辞退

申請書類提出後に辞退する場合は、速やかにその旨を書面により提出すること。

15. 問い合わせ先

池田市城南1丁目1番1号

池田市役所 まちづくり環境部 環境政策課（事務局）

電 話 （072）754－6242

FAX （072）752－6572

E-mail kankyo@city.ikeda.osaka.jp